

次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、ワーク・ライフ・バランスを図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 内容

目標1： 職員の育児休業取得者割合を100%にする。
また、「妻の出産」及び「育児支援」のための特別休暇について、それぞれ取得者割合を100%にする。

< 対策 >

- 令和5年度 ・事業管理課、行管総務課で「育児休業等に関する仕組みづくり検討会議」を開催する。
・次世代育成に係るアンケートを実施する。
・管理職による「育児休業等に関する仕組みづくり検討会議」を開催する(全2回程度)。
- 令和6年4月 「仕組み」を周知し、運用する。
- 令和8年度 取得状況を把握し、達成状況に応じた対策を検討する。

目標2： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間14日以上にする。

< 対策 >

- 各年 6月 年次有給休暇の取得目標14日以上(時間休を含む)を職員へ周知する。併せて取得目標5日以上(1日単位)も周知する。
- 各年10月 有給休暇取得状況を把握する。
- 各年11月 有給休暇促進の通知を配付する。

目標3： 時間外勤務実績を1人当たり年間60時間未満にする。

< 対策 >

- 各年毎月 時間外勤務実績を把握し、集計結果を所属へフィードバックする。
- 随 時 削減の好事例を各所属へ水平展開する。
前年度実績を上回る可能性のある所属には、その要因を聞き取り、削減に向け支援する。